

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)	こども部こども政策課																																																																																																																																																																									
報告書ページ	48	区分別 の番号	指摘事項	1																																																																																																																																																																								
			意見																																																																																																																																																																									
指摘事項等 の内容	<p>事業計画策定における適切な前提について</p> <p>水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画においては推計人口をもとに、今後の具体的施策の量の見込みの算出を行っている。水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画における推計人口は次のとおり。</p> <p style="text-align: center;">■年齢別推計人口 (単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">年齢／学年</th> <th>2020 (R2)年度</th> <th>2021 (R3)年度</th> <th>2022 (R4)年度</th> <th>2023 (R5)年度</th> <th>2024 (R6)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0歳</td><td></td><td>2,283</td><td>2,238</td><td>2,195</td><td>2,158</td><td>2,125</td></tr> <tr><td>1歳</td><td></td><td>2,174</td><td>2,304</td><td>2,259</td><td>2,216</td><td>2,179</td></tr> <tr><td>2歳</td><td></td><td>2,306</td><td>2,134</td><td>2,264</td><td>2,219</td><td>2,176</td></tr> <tr><td>3歳</td><td></td><td>2,294</td><td>2,290</td><td>2,118</td><td>2,248</td><td>2,203</td></tr> <tr><td>4歳</td><td></td><td>2,333</td><td>2,267</td><td>2,263</td><td>2,091</td><td>2,221</td></tr> <tr><td>5歳</td><td></td><td>2,088</td><td>2,323</td><td>2,257</td><td>2,253</td><td>2,081</td></tr> <tr><td>6歳</td><td>小1</td><td>2,191</td><td>2,077</td><td>2,312</td><td>2,246</td><td>2,242</td></tr> <tr><td>7歳</td><td>小2</td><td>2,161</td><td>2,192</td><td>2,078</td><td>2,313</td><td>2,247</td></tr> <tr><td>8歳</td><td>小3</td><td>2,189</td><td>2,150</td><td>2,181</td><td>2,067</td><td>2,302</td></tr> <tr><td>9歳</td><td>小4</td><td>2,192</td><td>2,182</td><td>2,143</td><td>2,174</td><td>2,060</td></tr> <tr><td>10歳</td><td>小5</td><td>2,356</td><td>2,194</td><td>2,184</td><td>2,145</td><td>2,176</td></tr> <tr><td>11歳</td><td>小6</td><td>2,264</td><td>2,359</td><td>2,197</td><td>2,187</td><td>2,148</td></tr> </tbody> </table> <p>水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画における推計人口は水戸市第6次総合計画に基づく3か年実施計画を参考に推計したものであるが、今後の少子化の流れの中でも緩やかな減少にとどまっている。子ども・子育て施策の中でも特に今後の人口の変動が大きいと考えられる0歳～5歳について実際の常住人口と比較したところ次の表のようになった。</p> <p style="text-align: right;">単位：人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>R2年度</th> <th>R3.1.1</th> <th rowspan="2">差異</th> <th>R3年度</th> <th>R4.1.1</th> <th rowspan="2">差異</th> <th>R4年度</th> <th>R5.1.1</th> <th rowspan="2">差異</th> </tr> <tr> <th>推計人口</th> <th>常住人口</th> <th>推計人口</th> <th>常住人口</th> <th>推計人口</th> <th>常住人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0歳</td><td>2,283</td><td>1,946</td><td>△337</td><td>2,238</td><td>1,926</td><td>△312</td><td>2,195</td><td>1,820</td><td>△375</td></tr> <tr><td>1歳</td><td>2,174</td><td>2,152</td><td>△22</td><td>2,304</td><td>1,933</td><td>△371</td><td>2,259</td><td>1,956</td><td>△303</td></tr> <tr><td>2歳</td><td>2,306</td><td>2,181</td><td>△125</td><td>2,134</td><td>2,075</td><td>△59</td><td>2,264</td><td>1,916</td><td>△348</td></tr> <tr><td>3歳</td><td>2,294</td><td>2,382</td><td>88</td><td>2,290</td><td>2,077</td><td>△213</td><td>2,118</td><td>2,056</td><td>△62</td></tr> <tr><td>4歳</td><td>2,333</td><td>2,286</td><td>△47</td><td>2,267</td><td>2,254</td><td>△13</td><td>2,263</td><td>2,077</td><td>△186</td></tr> <tr><td>5歳</td><td>2,088</td><td>2,281</td><td>193</td><td>2,323</td><td>2,205</td><td>△118</td><td>2,257</td><td>2,252</td><td>△5</td></tr> </tbody> </table>					年齢／学年		2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	0歳		2,283	2,238	2,195	2,158	2,125	1歳		2,174	2,304	2,259	2,216	2,179	2歳		2,306	2,134	2,264	2,219	2,176	3歳		2,294	2,290	2,118	2,248	2,203	4歳		2,333	2,267	2,263	2,091	2,221	5歳		2,088	2,323	2,257	2,253	2,081	6歳	小1	2,191	2,077	2,312	2,246	2,242	7歳	小2	2,161	2,192	2,078	2,313	2,247	8歳	小3	2,189	2,150	2,181	2,067	2,302	9歳	小4	2,192	2,182	2,143	2,174	2,060	10歳	小5	2,356	2,194	2,184	2,145	2,176	11歳	小6	2,264	2,359	2,197	2,187	2,148		R2年度	R3.1.1	差異	R3年度	R4.1.1	差異	R4年度	R5.1.1	差異	推計人口	常住人口	推計人口	常住人口	推計人口	常住人口	0歳	2,283	1,946	△337	2,238	1,926	△312	2,195	1,820	△375	1歳	2,174	2,152	△22	2,304	1,933	△371	2,259	1,956	△303	2歳	2,306	2,181	△125	2,134	2,075	△59	2,264	1,916	△348	3歳	2,294	2,382	88	2,290	2,077	△213	2,118	2,056	△62	4歳	2,333	2,286	△47	2,267	2,254	△13	2,263	2,077	△186	5歳	2,088	2,281	193	2,323	2,205	△118	2,257	2,252	△5
年齢／学年		2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度																																																																																																																																																																						
0歳		2,283	2,238	2,195	2,158	2,125																																																																																																																																																																						
1歳		2,174	2,304	2,259	2,216	2,179																																																																																																																																																																						
2歳		2,306	2,134	2,264	2,219	2,176																																																																																																																																																																						
3歳		2,294	2,290	2,118	2,248	2,203																																																																																																																																																																						
4歳		2,333	2,267	2,263	2,091	2,221																																																																																																																																																																						
5歳		2,088	2,323	2,257	2,253	2,081																																																																																																																																																																						
6歳	小1	2,191	2,077	2,312	2,246	2,242																																																																																																																																																																						
7歳	小2	2,161	2,192	2,078	2,313	2,247																																																																																																																																																																						
8歳	小3	2,189	2,150	2,181	2,067	2,302																																																																																																																																																																						
9歳	小4	2,192	2,182	2,143	2,174	2,060																																																																																																																																																																						
10歳	小5	2,356	2,194	2,184	2,145	2,176																																																																																																																																																																						
11歳	小6	2,264	2,359	2,197	2,187	2,148																																																																																																																																																																						
	R2年度	R3.1.1	差異	R3年度	R4.1.1	差異	R4年度	R5.1.1	差異																																																																																																																																																																			
	推計人口	常住人口		推計人口	常住人口		推計人口	常住人口																																																																																																																																																																				
0歳	2,283	1,946	△337	2,238	1,926	△312	2,195	1,820	△375																																																																																																																																																																			
1歳	2,174	2,152	△22	2,304	1,933	△371	2,259	1,956	△303																																																																																																																																																																			
2歳	2,306	2,181	△125	2,134	2,075	△59	2,264	1,916	△348																																																																																																																																																																			
3歳	2,294	2,382	88	2,290	2,077	△213	2,118	2,056	△62																																																																																																																																																																			
4歳	2,333	2,286	△47	2,267	2,254	△13	2,263	2,077	△186																																																																																																																																																																			
5歳	2,088	2,281	193	2,323	2,205	△118	2,257	2,252	△5																																																																																																																																																																			

	<p>推計人口と常住人口は同一基準日ではないため差異の人数は傾向をつかむための参考程度のものであるが、前述のように近年では特に少子化が加速しており、水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画における推計人口は計画の初年度から実際の状況と大きな乖離が生じている。1歳以降は前年の1歳若い人口からの大幅な増減は通常見込まれないため、0歳の人口についての見込みが今後子ども・子育て施策の量の見込みにとって重要になってくるが水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画では計画初年度である令和2年度～4年度にかけては毎年15%前後の過大な人口推計となっているなど、現実から乖離したものとなっている。過大な推計人口をもとにした施策の量の見込みを算定すれば、過剰な施策の実施となり、厳しい財政状況にある水戸市にとって大事な財源を過剰・無駄な施策の実施に費やしてしまう結果となってしまう。業務改善や事業管理に用いられるPDCAサイクル、すなわち事業実施の過程を①Plan（計画）②Do（実行）③Check（評価）④Action（改善）の4段階に分け、①～④の各段階を1サイクルとして、継続的な業務改善や事業管理を行う方法であるが、この考え方をベースにすると①Plan（計画）設定の段階で非現実的な見込みのもとで実施する施策の量が決定されてしまうため、その後の③Check（評価）段階で適切な施策評価を行うことが煩雑となり、④Action（改善）の段階でも改善策の検討が困難となる。</p> <p>少子化の加速など社会情勢の変動の速度が速く、変化の幅も大きくなる中で子ども・子育て施策の実施において、いかに早くPDCAサイクルを回し、直面する課題に効果的に対応する施策がどのようなものか、試行錯誤していくことが肝要であるため、現実的で適切な前提を元に事業計画を策定することを検討されたい。</p>
<p>講じた措置の内容等</p>	<p>現在の出生数を踏まえた推計人口を前提とする第3期子ども・子育て支援事業計画（「(仮称)水戸市こども計画」に内包する）を、令和6年度中に策定する。また、予算の編成や事業の実施にあたっては、引き続き、最新の出生数等を参考にしながら、適切な事業費の計上及び予算の執行に努める。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)	こども部こども政策課																																				
報告書ページ	75	区分別 の番号	指摘事項	3																																			
			意見																																				
指摘事項等 の内容	<p>債権管理のため適切な管理体制を整えるべきこと</p> <p>母子・父子・寡婦福祉資金の貸付事務については令和2年に水戸市が中核市になったことにより、従来は茨城県で行われていたものが移管された事務である。そのため、資金の貸し付けに係る管理システムは茨城県で利用していた時の専用債権管理システムを継続して使用しているが、包括外部監査に係る資料依頼として、過去3年間の年度末における総貸付残高・貸付先件数及び滞納状況（債務者ごとの滞納額・滞納期間）に係る資料を依頼したが、貸付金の管理は貸付先の個人ごとに行われており、当該システムに集計機能がないため、全体の金額・滞納期間ごとの残高は確認できなかった。令和4年度の貸付事業の実態は次のとおり。</p>																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度末</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>令和4年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元金（円）</td> <td style="text-align: right;">83,427,287</td> <td style="text-align: right;">600,000</td> <td style="text-align: right;">10,785,060</td> <td style="text-align: right;">73,242,227</td> </tr> <tr> <td>利子（円）</td> <td style="text-align: right;">967,251</td> <td></td> <td style="text-align: right;">113,249</td> <td style="text-align: right;">854,002</td> </tr> <tr> <td>違約金（円）</td> <td style="text-align: right;">19,419,467</td> <td style="text-align: right;">1,335,569</td> <td style="text-align: right;">611,368</td> <td style="text-align: right;">20,143,668</td> </tr> <tr> <td>合計（円）</td> <td style="text-align: right;">103,814,005</td> <td style="text-align: right;">1,935,569</td> <td style="text-align: right;">11,509,677</td> <td style="text-align: right;">94,239,897</td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人数（人）</td> <td style="text-align: center;">185</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">178</td> </tr> </tbody> </table>					令和3年度末	増加	減少	令和4年度末	元金（円）	83,427,287	600,000	10,785,060	73,242,227	利子（円）	967,251		113,249	854,002	違約金（円）	19,419,467	1,335,569	611,368	20,143,668	合計（円）	103,814,005	1,935,569	11,509,677	94,239,897						人数（人）	185	2	9	178
		令和3年度末	増加	減少	令和4年度末																																		
	元金（円）	83,427,287	600,000	10,785,060	73,242,227																																		
	利子（円）	967,251		113,249	854,002																																		
	違約金（円）	19,419,467	1,335,569	611,368	20,143,668																																		
	合計（円）	103,814,005	1,935,569	11,509,677	94,239,897																																		
	人数（人）	185	2	9	178																																		
	<p>※違約金は資金の償還にあたり滞納があった場合に元利金について年3%発生するものである。</p>																																						
<p>推定計算として、令和4年度中に違約金の増加額が1,335千円であることから、3%で割り返すと、$1,335 \text{千円} \div 0.03 = 44,518 \text{千円}$となる。令和4年度の返済元金のうち、滞納分が1,069千円であることから、全体として44,518千円（推定滞納元利金）+20,143千円（違約金）-1,069千円（令和4年度返済滞納分元金）\approx約63,000千円と令和4年度残高の6割を超える金額が滞納者に対する資金貸付残高となっていると推測される。本来貸付金の管理においては、誰にどのような条件で貸し出しを行い、滞納発生者ごとの滞納金額・滞納期間について適時把握する必要がある。現状の債権管理システムにおいてそのような情報が得られないの</p>																																							

であれば、現状のシステムに集計機能を追加するなどの方法で適切な管理を行える体制にするべきである。また、滞納債権の回収について外部委託を検討したが業務受託への応募者はなく、債権の回収について他部署との情報共有がない状況である。母子・父子・寡婦福祉資金単独での債権回収としてではなく、水戸市が債権者である他の債権と組み合わせて回収の外部委託を検討するなど、より実効性のある回収に向けた取り組みを行うべきである。徴収対策については地方税も含めて大きな課題であり、総務省通知「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項について（総税第 55 号 平成 19 年 3 月 27 日）」においても次のような記載がある。

（3）地方団体内における各種公金の徴収の連携強化地方団体が住民等から徴収する必要がある公金債権としては、地方税だけでなく、国民健康保険料、介護保険料、保育料など国税徴収法の例による自力執行権が付与されている債権のほか、公営住宅使用料、給食費、貸付金など多様な債権がある。いずれも滞納額や件数が増えるなど問題を抱える地方団体も少なくない。これまではそれぞれの制度等を所管する部局において徴収対策に取り組まれてきたところであるが、より効率的かつ効果的な体制を整備する観点から、地方税以外の公金債権についても、一定の滞納整理を税務担当部局に移管、集約する事例が増えてきている。地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情等に応じ、検討していただきたい。

（下線は筆者による）

貸付金という性格上、納税者の負担の公平性の確保のためにも、水戸市としての全体的な債権徴収対策の俎上に載せ、共有可能な情報については他部署と共有を行っていくべきである。さらに、滞納となっている債権について、督促を行うとともに毎年 1 回は債務者に対し催告の連絡を行っているとのことであるが、不能欠損処分を行っていない。滞納債権の滞納期間を集計したデータがないが、長期にわたり滞納となっている債権もあるものと考えられ、また、今後滞納債権が長期化することもありうる。そのような状況下で、形式的に催告の連絡をするだけでなく、債権回収に向けた最善の努力を行いながらも回収が困難な債権については債権の時効期間等を参考にしながら、不能欠損処分をするなど効率的で公平・一貫性のある事務の執行をするべきである。

<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>債権管理システムについては、より適正な債権管理に向け、他の債権管理システムへの入れ替えを含め、集計をはじめとした各種機能の強化を検討している。</p> <p>債権回収については、令和6年度より、徴収困難な債権の回収を弁護士法人に委託するなど、実効性のある債権回収に取り組むこととした。</p> <p>さらに、効率的で公平・一貫性のある債権管理に向けて、令和5年度に、システム外で債権管理台帳を再整備したところであり、時効の完成等により不納欠損をすべき歳入を整理し、令和6年度中に不納欠損を行う予定である。</p>
-----------------------	---

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)	こども部こども政策課	
報告書ページ	81	区分別 の番号	指摘事項 意見	3
指摘事項等 の内容	<p>今後の児童数の動態を考慮した地区割の検討について</p> <p>開放学級（放課後学級）の利用者数合計について、令和2年度の444千人から令和4年度は484千人と10%近く増加しており、登録者数の増加が令和2年度の5.0千人から令和4年度は5.3千人へと約6%の増加であるため登録者数の増加以上の利用者数の増加となっている。また、地区別利用者をもみても、全ての地区において令和2年度から4年度にかけて利用者数は増加しているが、地区ごとにより増加割合は異なり増加割合が最も低いC地区が約4%、最も高いD地区が約15%と4倍近い差がある。また、開放学級（放課後学級）の学校ごとの利用者を見ると、学校によっては大きく利用者数が減少している。現行の地区割において最も利用者数の多いB地区は最も利用者数の少ないC地区の2倍を超えている。事業実施の効率性の指標の一つとなる利用者1人当たりの委託料について、令和2年度から4年度までにおいて各地区において大きな変動はなく、また地区ごとにおいてもそれほど大きな差は見られない。しかし、今後の児童数の減少や地域ごとの人口動態によっては、現行の地区割における利用者数の差の拡大や地区によって事業実施可能事業者が限定され、委託事業の効率的な実施に影響を与える恐れがある。現行の地区割における各地区の利用者の推移を注視しながら、今後の事業委託における地区割について慎重に検討されたい。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>今後の事業委託における地区割については、委託契約の更新時等において、児童数の推移を注視しながら、検討していく。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)	こども部子育て支援課	
報告書ページ	103	区分別 の番号	指摘事項 意見	4
指摘事項等 の内容	<p>備品台帳の代替書類の整備について</p> <p>妻里分室及び百合が丘分室において、備品台帳は存在しないとのことであるが、事務机や遊具等の物品は存在するため、現時点で設置されている物品に係るリストを作成して、定期的に現物を確認することについて検討すべきである。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>妻里分室及び百合が丘分室で所有する備品等について、幼児保育課からの所管換えがなされていなかった遊具等の公有財産については、令和6年2月28日付で幼児保育課から子育て支援課へ所管換えを行ったところであり、その他の物品等も含めて令和6年度中に台帳を作成する予定である。</p> <p>また、台帳の作成が終了した後、定期的に現物確認を行うこととし、備品等の適正な管理に努める。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)	こども部幼児保育課																																																																																																																																													
報告書ページ	128	区分別 の番号	指摘事項	6																																																																																																																																												
			意見																																																																																																																																													
指摘事項等 の内容	<p>市立保育所のさらなる活用について</p> <p>全施設数は令和4年度末の施設数である。また、認定こども園で3年連続定員充足率100%超となった施設のうち1園は3年間の間に保育所から認定こども園へ移行した園である。</p> <p>全体の利用状況の数字のとおり、私立保育所の3年連続定員充足率100%超となった施設が19施設と私立保育所全体の4割程となっている。一方で市立の施設で3年連続定員充足率100%超となった施設はなく、定員充足率100%超となった年がある施設も皆無であった。</p> <p>市立施設であるため、近隣に類似施設がなく地域コミュニティ形成の必要性に応じる役割を担っていることや、保育士の不足等により定員数までの児童を保育できない状況であるとも考えられるが、待機児童問題があり私立保育所の平均定員充足率が継続的に100%超となっている中で、利用状況が私立保育所と比較して恒常的に低い状況は待機児童問題解消のための負担が私立保育所により多く集中してしまっている可能性を示唆している。保育事業を実施する上での過重な負担は、保育従事者の疲弊を招くとともに、保育所に通う児童にとっても安心・安全で適切な保育環境が享受できなくなるおそれがある。</p> <p>市立保育所の施設ごとの利用状況は次のとおり。</p> <p style="text-align: center;">【市立保育所】 単位：人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="3">R2年度</th> <th colspan="3">R3年度</th> <th colspan="3">R4年度</th> </tr> <tr> <th>定員 (A)</th> <th>平均 利用人数 (B)</th> <th>定員 充足率 (B) / (A)</th> <th>定員 (A)</th> <th>平均 利用人数 (B)</th> <th>定員 充足率 (B) / (A)</th> <th>定員 (A)</th> <th>平均 利用人数 (B)</th> <th>定員 充足率 (B) / (A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>白梅保育所</td><td>90</td><td>81.3</td><td>90.3%</td><td>90</td><td>75.2</td><td>83.5%</td><td>90</td><td>72.7</td><td>80.7%</td></tr> <tr><td>杉山保育所</td><td>120</td><td>97.7</td><td>81.4%</td><td>120</td><td>93.0</td><td>77.5%</td><td>120</td><td>83.3</td><td>69.4%</td></tr> <tr><td>新原保育所</td><td>100</td><td>84.9</td><td>84.9%</td><td>100</td><td>88.7</td><td>88.7%</td><td>100</td><td>88.9</td><td>88.9%</td></tr> <tr><td>緑岡保育所</td><td>80</td><td>68.4</td><td>85.5%</td><td>80</td><td>65.2</td><td>81.5%</td><td>80</td><td>64.5</td><td>80.6%</td></tr> <tr><td>城東保育所</td><td>60</td><td>49.9</td><td>83.2%</td><td>60</td><td>50.3</td><td>83.8%</td><td>60</td><td>47.8</td><td>79.7%</td></tr> <tr><td>平須保育所</td><td>60</td><td>56.5</td><td>94.2%</td><td>60</td><td>47.6</td><td>79.3%</td><td>60</td><td>41.3</td><td>68.8%</td></tr> <tr><td>渡里保育所</td><td>60</td><td>55.5</td><td>92.5%</td><td>60</td><td>52.8</td><td>87.9%</td><td>60</td><td>48.3</td><td>80.4%</td></tr> <tr><td>若宮保育所</td><td>80</td><td>62.4</td><td>78.0%</td><td>80</td><td>54.1</td><td>67.6%</td><td>80</td><td>48.4</td><td>60.5%</td></tr> <tr><td>河和田保育所</td><td>90</td><td>69.3</td><td>77.0%</td><td>90</td><td>69.1</td><td>76.8%</td><td>90</td><td>67.8</td><td>75.4%</td></tr> <tr><td>双葉台保育所</td><td>70</td><td>62.7</td><td>89.5%</td><td>70</td><td>60.4</td><td>86.3%</td><td>70</td><td>54.8</td><td>78.3%</td></tr> <tr><td>一の牧保育所</td><td>60</td><td>53.8</td><td>89.6%</td><td>60</td><td>51.6</td><td>86.0%</td><td>60</td><td>49.8</td><td>82.9%</td></tr> <tr><td>合計</td><td>870</td><td>742.3</td><td>85.3%</td><td>870</td><td>707.8</td><td>81.4%</td><td>870</td><td>667.6</td><td>76.7%</td></tr> </tbody> </table>					施設名	R2年度			R3年度			R4年度			定員 (A)	平均 利用人数 (B)	定員 充足率 (B) / (A)	定員 (A)	平均 利用人数 (B)	定員 充足率 (B) / (A)	定員 (A)	平均 利用人数 (B)	定員 充足率 (B) / (A)	白梅保育所	90	81.3	90.3%	90	75.2	83.5%	90	72.7	80.7%	杉山保育所	120	97.7	81.4%	120	93.0	77.5%	120	83.3	69.4%	新原保育所	100	84.9	84.9%	100	88.7	88.7%	100	88.9	88.9%	緑岡保育所	80	68.4	85.5%	80	65.2	81.5%	80	64.5	80.6%	城東保育所	60	49.9	83.2%	60	50.3	83.8%	60	47.8	79.7%	平須保育所	60	56.5	94.2%	60	47.6	79.3%	60	41.3	68.8%	渡里保育所	60	55.5	92.5%	60	52.8	87.9%	60	48.3	80.4%	若宮保育所	80	62.4	78.0%	80	54.1	67.6%	80	48.4	60.5%	河和田保育所	90	69.3	77.0%	90	69.1	76.8%	90	67.8	75.4%	双葉台保育所	70	62.7	89.5%	70	60.4	86.3%	70	54.8	78.3%	一の牧保育所	60	53.8	89.6%	60	51.6	86.0%	60	49.8	82.9%	合計	870	742.3	85.3%	870	707.8	81.4%	870	667.6	76.7%
施設名	R2年度			R3年度			R4年度																																																																																																																																									
	定員 (A)	平均 利用人数 (B)	定員 充足率 (B) / (A)	定員 (A)	平均 利用人数 (B)	定員 充足率 (B) / (A)	定員 (A)	平均 利用人数 (B)	定員 充足率 (B) / (A)																																																																																																																																							
白梅保育所	90	81.3	90.3%	90	75.2	83.5%	90	72.7	80.7%																																																																																																																																							
杉山保育所	120	97.7	81.4%	120	93.0	77.5%	120	83.3	69.4%																																																																																																																																							
新原保育所	100	84.9	84.9%	100	88.7	88.7%	100	88.9	88.9%																																																																																																																																							
緑岡保育所	80	68.4	85.5%	80	65.2	81.5%	80	64.5	80.6%																																																																																																																																							
城東保育所	60	49.9	83.2%	60	50.3	83.8%	60	47.8	79.7%																																																																																																																																							
平須保育所	60	56.5	94.2%	60	47.6	79.3%	60	41.3	68.8%																																																																																																																																							
渡里保育所	60	55.5	92.5%	60	52.8	87.9%	60	48.3	80.4%																																																																																																																																							
若宮保育所	80	62.4	78.0%	80	54.1	67.6%	80	48.4	60.5%																																																																																																																																							
河和田保育所	90	69.3	77.0%	90	69.1	76.8%	90	67.8	75.4%																																																																																																																																							
双葉台保育所	70	62.7	89.5%	70	60.4	86.3%	70	54.8	78.3%																																																																																																																																							
一の牧保育所	60	53.8	89.6%	60	51.6	86.0%	60	49.8	82.9%																																																																																																																																							
合計	870	742.3	85.3%	870	707.8	81.4%	870	667.6	76.7%																																																																																																																																							

	<p>上記のように保育所によって利用状況に大きな差はなく、また、全体的な傾向として利用者数は減少傾向にある。待機児童数は減少しているもののまだ完全には解消していない状況である。今後の少子化の加速による子どもの数の減少が見込まれるものの、共働き世帯の増加などにより保育需要は高い水準のまま継続することも想定されるため、私立保育所と比較し相対的に余裕があると考えられる市立保育所についてのさらなる活用について検討されたい。</p>
<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>市立保育所のさらなる活用については、将来的な保育需要の状況を十分に勘案するとともに、特別な配慮を必要とする児童の受入など、市立保育所の役割を踏まえながら、引き続き、市立保育所の今後の在り方について検討していく。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)	こども部幼児保育課																								
報告書ページ	138	区分別 の番号	指摘事項																								
			意見	8																							
指摘事項等 の内容	<p>保育料の滞納対策について</p> <p>保育所等を利用するにあたっては、保護者から保育料等を受け取ることになっているが、これらの料金について未納となっているものが下記のようにある。(経過月数は、利用者が保育所を利用した月数を意味し、滞納が始まった月から令和5年3月末までの月数ではない。)</p>																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 10%;">経過月数</th> <th style="width: 10%;">延べ人数</th> <th style="width: 15%;">合計金額</th> <th style="width: 10%;">構成比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">保育所利用者 負担金</td> <td style="text-align: center;">1～6</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: right;">789,500</td> <td style="text-align: right;">17.8%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7～12</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">923,210</td> <td style="text-align: right;">20.9%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13～37</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">2,713,040</td> <td style="text-align: right;">61.3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: right;">4,425,750</td> <td style="text-align: right;">100.0%</td> </tr> </tbody> </table>						経過月数	延べ人数	合計金額	構成比率	保育所利用者 負担金	1～6	15	789,500	17.8%	7～12	5	923,210	20.9%	13～37	5	2,713,040	61.3%	合計	25	4,425,750	100.0%
		経過月数	延べ人数	合計金額	構成比率																						
	保育所利用者 負担金	1～6	15	789,500	17.8%																						
		7～12	5	923,210	20.9%																						
		13～37	5	2,713,040	61.3%																						
		合計	25	4,425,750	100.0%																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 10%;">経過月数</th> <th style="width: 10%;">延べ人数</th> <th style="width: 15%;">合計金額</th> <th style="width: 10%;">構成比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">保育所副食費</td> <td style="text-align: center;">1～6</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">13,000</td> <td style="text-align: right;">100.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">13,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						経過月数	延べ人数	合計金額	構成比率	保育所副食費	1～6	2	13,000	100.0%	合計	2	13,000									
		経過月数	延べ人数	合計金額	構成比率																						
	保育所副食費	1～6	2	13,000	100.0%																						
合計		2	13,000																								
<p>上記のうち、最も古いものは平成23年度のものとなっている。また、最大1百万円を超える保育料を滞納している利用者も存在している。</p> <p>保育料等の滞納の原因としては、様々なものが考えられるが、昨今の諸物価の高騰等により家計が窮乏し、払う意思はあれど払えないという場合も以前より多くなっていると思料できる。</p> <p>とはいえ、そのような状況でも保育料を納めている利用者との不公平が生じないように、滞納金額を減少させることが必要である。</p> <p>滞納が発生した場合には原則として、以下の流れをとる。</p>																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 滞納発生</td></tr> <tr><td>2 電話による自主的返納の呼びかけ</td></tr> <tr><td>3 督促状の送付</td></tr> <tr><td>4 財産調査</td></tr> <tr><td>5 差押</td></tr> <tr><td>6 差押財産の見積</td></tr> </table>					1 滞納発生	2 電話による自主的返納の呼びかけ	3 督促状の送付	4 財産調査	5 差押	6 差押財産の見積																	
1 滞納発生																											
2 電話による自主的返納の呼びかけ																											
3 督促状の送付																											
4 財産調査																											
5 差押																											
6 差押財産の見積																											

7 配当

水戸市においては、納入義務者が納期限までに納付しない場合には、納期限後 20 日以内に督促しなければならない旨定められており、督促はその通り行われている。しかしながら、その後の財産調査の結果、差押ができないケースが多いのが現状となっている。

これは、給料等の差押禁止の基礎となる金額が定められており、対象者の財産調査の結果、差押可能な金額に満たないことが多いためである。

法第 76 条第 1 項第 4 号（給料等の差押禁止の基礎となる金額）に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となった期間 1 月ごとに十万円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）その他の親族があるときは、これらの者一人につき四万五千元を加算した金額）とする。

（国税徴収法施行令第 34 条）

上記の規定によれば、例えば夫婦と子 1 人の世帯においては 19 万円を超えた部分についてのみ差押が可能となるが、財産調査の結果、判明した財産が差押可能となる金額を超えることが少ない。そのため、財産調査を行ったにもかかわらず、結果として差押が可能とならないケースが多い。実際に、令和 4 年度において財産調査を 10 件行っているが、結果として差押に至ったケースはなかった。

上記の滞納の内容を詳細にみると、1 年超の滞納期間となっている利用者は 5 名で、その金額は 2,713,040 円となっている。つまり、20% の人数で金額的には 61.3% を占めていることになる。特に令和元年の 10 月からは、3 歳～5 歳児の保育料が無償化となっている。つまり、滞納は 0 歳～2 歳児の保育で発生していることになる。そのため、出来るだけ滞納の初期に回収することが滞納額を増大させないためには肝要であると考えられる。長期の滞留となればなるほど、学齢があがり保育所の利用が終わってしまっていたり、水戸市から転居してしまっているケースも多くなり回収が困難になる。

保育料等の滞納については、現状幼児保育課で対応しているが、保育料を滞納している納入義務者は、市民税や国民健康保険料等についても滞納している可能性がある。幼児保育課では、このような他の滞納の有無については、情報を共有していない。これは、幼児保育課の問題ではなく市全体の問題とも考えられる。このような状況では、例え保育料の

	<p>滞納が少額なものであっても、他の滞納が多額となっている場合には、少額の保育料についても回収は困難と考えられる。</p> <p>そのため、滞納については各部署と情報を共有し市全体での滞納額を把握し、金額の多寡により、個別の部署に回収を委ねるのではなく専門的な部署（あるいは外部委託）での回収を行い、滞納額全体を減少させることが望まれる。</p>
講じた措置 の内容等	<p>指摘のあった事項については、全庁的な問題と捉え、今後、市全体で、滞納についての情報共有等を図り、効果的な滞納金の回収手法を検討していく。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)	こども部幼児保育課	
報告書ページ	141	区分別 の番号	指摘事項	4
			意見	
指摘事項等 の内容	<p>物品の管理について財務規則等に従い適切に行うべきこと</p> <p>市が保有する「財産」は、公有財産と物品及び債権並びに基金に分かれる。公有財産は、さらに使用目的により行政財産と普通財産とに区分される（地方自治法第237条）。公有財産と物品それぞれの定義は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有財産：普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く） <ul style="list-style-type: none"> 一 不動産 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債 その他これらに準ずる権利 七 出資による権利 八 財産の信託の受益権 ・行政財産：普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう。 ・普通財産：行政財産以外の一切の公有財産をいう。 (地方自治法第238条第1項及び第2項) ・物品：普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のも及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。 <ul style="list-style-type: none"> 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。） 二 公有財産に属するもの 三 基金に属するもの <p>(地方自治法第239条)</p> <p>なお、公有財産については、「公有財産台帳」、物品については「物品</p>			

一覧」を作成して、管理を行うこととなっている（水戸市財務規則第 226 条及び第 249 条）。

市の定期監査調書を数年間確認したところ、市立の保育所や幼稚園等において、ほぼ毎年、台帳に記載されている物品がないという報告があった。

このため、実際に物品等の管理状況を確認するために杉山保育所へ現場視察を行った。



（杉山保育所 入口）



（杉山保育所 園庭側）

その結果、視察した杉山保育所において物品台帳と現物との照合を行った際に園庭に物置が 3 つあった。うち 2 つについては物品台帳に記載があったが、1 つについては記載されていなかった。

	<p>市では物品台帳のほかに公有財産台帳（建物）等工事で取得した財産を管理する台帳があるため、それらの台帳についても確認したが、当該物置については記載されていなかった。</p> <p>公有財産台帳（建物）に園舎が記載されており、同時に取得した財産の中に物置の記載があるが、これは木造となっていることから、視察時に存在した金属製の物置ではないと考えられる。そのため、現状公有財産台帳に記載されている木造のものは既に廃棄されており、その後取得したものが、公有財産台帳にも物品台帳にも記載されていない状態となっている。換言すると、廃棄の処理漏れが1件と新規の物品の登録漏れが1件生じていることとなる。</p> <p>保育所では物品台帳を基に物品については、1年に1度台帳と現物との照合を行っているとのことである。しかしながら、毎年固定資産について廃棄の処理漏れの報告がなされていることに加え、今回現場視察に行った杉山保育所においても新規の資産の登録漏れと廃棄漏れが発見されており、他の市立の施設においても同様の事象が発生している蓋然性は高いと思料され、固定資産の管理について根本から見直す必要があると考える。</p> <p>また、市の監査が行われる際に事前に幼児保育課の方で確認を行っているが、その際に使用したチェック証跡の残った備品台帳は園の方に返却しており、幼児保育課の方でどの園で、実在性の確認できないものが何件あったかということについてはわからない状態となっている。これらの情報については、幼児保育課の方で情報を収集し、他の施設にフィードバックをすることが必要であると考ええる。</p>
<p>講じた措置の内容等</p>	<p>杉山保育所における廃棄の処理漏れ1件及び新規の物品の登録漏れ1件については、令和6年6月に廃棄の処理及び物品の登録を行った。</p> <p>令和6年度は、各施設において、現物確認を行い、継続的な適正管理についての周知を行うとともに、引き続き、幼児保育課において定期的な確認を実施する。</p> <p>また、幼児保育課による確認において発見した不備等の事例については、全保育所で共有し、同様の事例のないよう各施設において再確認を行うなど適正な備品の管理に努める。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)	こども部幼児保育課	
報告書ページ	145	区分別 の番号	指摘事項 意見	9
指摘事項等 の内容	<p>施設ごとの収支状況の把握について</p> <p>水戸市の市立幼稚園は7園，幼稚園型認定こども園3園，幼保連携型認定こども園2園，保育所11園となっている。市では，これらの運営を一体としてとらえており，個々の園ごとの収支等を把握していない。</p> <p>教育や保育を目的とする施設であることから，利用者数や地域の状況等色々な観点から運営状況を把握する必要があり，収支状況を他の指標に比べて優先すべきではない。</p> <p>しかしながら，園の統廃合の流れが進む中では，個々の園の収支状況は，統廃合の判断を行う上で重要な判断材料となりうると思料する。個々の施設での利用人数や職員の人数は把握しているため，収支のうち，大きな部分については情報を有している。その他，減価償却費についても，各施設ごとに工事の台帳や物品台帳を作成し，管理していることから計算可能となっている。なかには，消耗品等のように施設ごとではなく，一括発注をしているものもあり，個々に各施設に直課できないものもあると思われるが，個々の施設の収支状況を把握する趣旨としては，厳密な計算を求めるというものではなく，各施設の状況を収支面から把握し，今後の意思決定に資することである。</p> <p>そのため，今入手できる情報，必要だが現状では入手できない情報等を整理するところから始めて，個々の施設の収支状況を把握できるようにすることが望まれる。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>各施設において執行している予算と幼児保育課で執行している予算の収支状況を集約し，令和6年度決算において施設ごとの収支状況の把握を行う。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)	福祉部福祉指導課	
報告書ページ	151	区分別 の番号	指摘事項	6
			意見	
指摘事項等 の内容	<p>児童福祉施設の検査について、児童福祉法施行令違反となっている状況を改善すべきこと</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和5年度までは新型コロナウイルス感染症の影響等により全施設への実地検査が実施できていない状況であったが、令和6年度からは、全施設に対して実地検査を実施することとした。</p>			

別紙

児童福祉法施行令第 38 条において、1 年に 1 回以上児童福祉施設、児童福祉法の規定に基づき定められた基準を順守しているか実地で検査しなければならないとあるが、水戸市の実態として 1 年に 1 回以上実施できていない。

児童福祉施設への検査は令和 2 年に水戸市が中核市に移行後に水戸市の事務となったが、それ以前は茨城県の事務であった。水戸市の事務としての実地監査実施率について、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しなければならないが、全施設への実地検査が実施できていない状況である。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）

令和 5 年政令第 195 号（令和 5 年 5 月 3 1 日公布、令和 5 年 1 0 月 1 日施行）による改正前

第 38 条

都道府県知事は、当該職員をして、一年に一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第 45 条第 1 項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。

令和 5 年政令第 195 号（令和 5 年 5 月 3 1 日公布、令和 5 年 1 0 月 1 日施行）による改正後

第 38 条

都道府県知事は、当該職員をして、年度ごとに一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第四十五条第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。ただし、当該児童福祉施設について次の各号のいずれかに該当する場合には、実地の検査に代えて、必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させることにより、当該基準を遵守しているかどうかを確認させることができる。

一 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合

二 前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと認められる場合

(下線は筆者による)

これは水戸市特有の問題ではなく、他自治体の状況は次のようになっている。なお、直近の資料が公表されていないため、令和2年度時点の情報である。

出典：厚生労働省 令和2年度 児童福祉行政指導監査等の実施状況報告 集計結果

表7 各都道府県・市における保育所及び入浴施設に対する指導監査の状況

都道府県	保育所				児童入浴施設				認可外保育施設				合計					
	施設数 A	監査 実施数 B	監査 実施率 B/A	自治体 実施数 C	自治体 実施率 C/A	施設 実施数 D	施設 実施率 D/A	自治体 実施数 E	自治体 実施率 E/A	施設 実施数 F	施設 実施率 F/A	自治体 実施数 G	自治体 実施率 G/A	施設 実施数 H	施設 実施率 H/A	自治体 実施数 I	自治体 実施率 I/A	
北海道	429	399	93.0%	230	76.0%	28	7.0%	13	3.0%	0	0.0%	0	0.0%	459	273	62.2%	349	79.7%
青森県	306	270	88.2%	138	44.8%	13	4.2%	3	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	319	217	68.0%	109	34.0%
岩手県	239	239	100.0%	223	93.3%	11	4.6%	10	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	250	233	93.2%	17	6.7%
宮城県	244	244	100.0%	244	100.0%	0	0.0%	4	1.6%	1	0.4%	1	0.4%	254	249	98.0%	5	2.0%
秋田県	142	142	100.0%	142	100.0%	25	17.6%	1	0.7%	1	0.7%	0	0.0%	169	143	84.6%	142	85.9%
山形県	189	189	100.0%	179	94.7%	14	7.4%	4	2.1%	1	0.5%	0	0.0%	204	186	91.2%	152	74.5%
福島県	148	148	100.0%	83	56.1%	12	8.1%	2	1.3%	1	0.7%	0	0.0%	164	133	81.1%	85	57.4%
茨城県	286	276	96.5%	157	54.9%	29	10.1%	9	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	314	266	84.7%	198	63.1%
栃木県	241	252	104.6%	0	0.0%	18	7.5%	2	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	264	270	102.3%	11	4.2%
群馬県	223	223	100.0%	124	55.6%	16	7.2%	0	0.0%	1	0.4%	0	0.0%	239	234	97.9%	124	52.0%
埼玉県	841	825	98.1%	188	22.4%	30	3.6%	14	1.7%	1	0.1%	1	0.1%	872	869	98.6%	212	24.4%
千葉県	727	736	101.3%	1	0.1%	27	3.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	764	763	100.0%	1	0.1%
東京都	2,881	120	4.2%	131	4.6%	128	4.4%	30	1.0%	1	0.0%	1	0.0%	1,122	164	14.6%	162	5.6%
神奈川県	486	338	69.5%	288	59.3%	19	3.9%	9	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	476	246	51.7%	235	48.4%
新潟県	273	272	100.0%	241	88.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	283	261	92.2%	22	8.1%
富山県	138	139	100.0%	138	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	144	144	100.0%	144	100.0%
石川県	154	154	100.0%	112	72.7%	11	7.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	165	160	97.0%	118	72.0%
福井県	128	128	100.0%	34	26.6%	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	132	129	97.7%	26	20.0%
山梨県	153	152	99.3%	88	57.5%	11	7.2%	11	7.2%	0	0.0%	0	0.0%	164	163	99.4%	46	28.0%
長野県	489	489	100.0%	252	51.5%	28	5.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	479	469	97.9%	212	44.3%
岐阜県	829	829	100.0%	0	0.0%	29	3.5%	11	1.3%	1	0.1%	1	0.1%	870	833	95.8%	11	1.3%
静岡県	288	288	100.0%	0	0.0%	17	5.9%	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	305	291	95.4%	2	0.7%
愛知県	735	735	100.0%	67	9.1%	26	3.5%	12	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	779	770	98.9%	79	10.2%
岐阜県	273	275	100.7%	0	0.0%	26	9.5%	0	0.0%	1	0.4%	0	0.0%	436	385	88.3%	0	0.0%
愛知県	176	176	100.0%	0	0.0%	12	6.8%	0	0.0%	1	0.6%	0	0.0%	188	183	97.3%	0	0.0%
京都府	187	188	100.5%	88	47.1%	10	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	197	188	95.4%	79	42.1%
大阪府	239	64	26.8%	59	24.7%	40	16.7%	0	0.0%	1	0.4%	0	0.0%	242	64	26.4%	59	24.6%
兵庫県	214	0	0.0%	0	0.0%	21	9.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	235	0	0.0%	0	0.0%
徳島県	81	0	0.0%	0	0.0%	10	12.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	79	0	0.0%	0	0.0%
香川県	114	115	101.0%	61	53.5%	22	19.3%	2	1.7%	1	0.9%	0	0.0%	137	127	92.0%	59	43.0%
高知県	182	181	99.5%	17	9.3%	18	9.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	189	174	92.1%	28	14.8%
福岡県	287	307	106.9%	44	15.3%	7	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	314	213	67.8%	49	15.3%
佐賀県	185	77	41.6%	27	14.6%	2	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	179	83	46.3%	83	45.8%
熊本県	186	180	96.8%	119	64.0%	17	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	213	207	97.2%	113	52.6%
山口県	237	237	100.0%	138	58.2%	17	7.2%	14	5.9%	1	0.4%	0	0.0%	258	251	97.3%	150	58.1%
徳島県	186	186	100.0%	186	100.0%	12	6.5%	11	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	199	187	94.0%	167	84.0%
高知県	81	81	100.0%	81	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	81	81	100.0%	81	100.0%
福岡県	205	205	100.0%	118	57.6%	21	10.2%	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%	207	204	98.6%	127	61.3%
鹿児島県	148	88	59.5%	89	60.1%	18	12.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	164	151	92.1%	42	27.7%
沖縄県	482	487	101.0%	276	57.3%	23	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	513	489	95.3%	276	53.8%
佐賀県	187	187	100.0%	164	87.7%	15	8.0%	12	6.4%	1	0.5%	1	0.5%	200	200	100.0%	167	83.5%
福岡県	282	282	100.0%	184	65.3%	14	5.0%	0	0.0%	1	0.4%	0	0.0%	287	280	97.6%	180	62.7%
熊本県	486	21	4.3%	21	4.3%	11	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	416	22	5.3%	1	0.2%
大分県	182	182	100.0%	121	66.5%	14	7.7%	14	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	196	186	94.4%	136	69.4%
宮崎県	284	284	100.0%	121	42.6%	14	4.9%	0	0.0%	1	0.4%	0	0.0%	289	278	96.2%	119	41.2%
鹿児島県	281	280	99.7%	0	0.0%	28	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	288	281	97.6%	0	0.0%
沖縄県	389	279	71.7%	118	30.3%	14	3.6%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%	413	283	68.5%	118	28.6%
総数(推定)	15,885	12,832	80.8%	5,147	32.4%	979	6.2%	384	2.4%	279	1.8%	8	0.1%	16,677	11,342	68.0%	5,829	34.8%

※ 実施数については、調査年度によるものも含む。

	世帯数				世帯人口総数				世帯世帯数				合計							
	世帯数 A	世帯 数 B	世帯 数 C	世帯 数 D	世帯 数 A	世帯 数 B	世帯 数 C	世帯 数 D	世帯 数 A	世帯 数 B	世帯 数 C	世帯 数 D	世帯 数 A	世帯 数 B	世帯 数 C	世帯 数 D				
札幌市	284	271	76.7%	1	6,49	13	12	93.2%	1	7.7%	0	0	0.0%	0	0.0%	277	274	76.9%	2	6.7%
仙台市	195	195	100.0%	139	35.9%	9	9	100.0%	9	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	204	204	100.0%	139	67.6%
さいたま市	192	192	100.0%	94	32.0%	5	5	100.0%	5	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	197	197	100.0%	94	47.7%
千葉市	189	85	53.7%	0	0.0%	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	194	85	53.2%	0	0.0%
横浜市	863	782	90.6%	838	47.4%	26	22	85.1%	6	25.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	900	814	90.3%	410	46.7%
名古屋市	295	295	100.0%	77	26.1%	14	14	100.0%	14	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	410	410	100.0%	21	23.2%
福岡市	105	103	100.0%	12	11.7%	4	4	100.0%	3	75.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	107	107	100.0%	15	14.0%
堺市	82	85	98.8%	32	37.7%	4	7	28.6%	1	25.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	92	89	96.7%	34	38.0%
静岡市	55	55	100.0%	54	100.0%	2	5	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	58	58	100.0%	56	96.7%
浜松市	82	82	100.0%	62	81.7%	5	5	100.0%	6	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	87	87	100.0%	67	77.1%
北名古屋市	446	436	100.0%	204	64.7%	26	19	88.2%	19	86.2%	2	2	100.0%	0	0.0%	464	456	98.3%	222	69.4%
津市	292	238	81.2%	229	84.2%	13	12	100.0%	12	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	255	241	94.5%	281	94.5%
大田市	300	317	105.7%	327	109.1%	25	22	88.0%	12	46.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	415	359	86.5%	349	84.1%
堺市	25	11	52.0%	11	52.4%	9	5	55.6%	6	55.6%	0	0	0.0%	0	0.0%	30	16	53.3%	16	53.3%
神戸市	123	123	100.0%	72	58.5%	25	25	100.0%	14	56.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	140	140	100.0%	86	61.4%
岡山市	47	29	61.7%	29	61.7%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	75	29	38.7%	29	38.7%
広島市	148	148	100.0%	148	100.0%	12	10	100.0%	10	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	168	158	100.0%	168	100.0%
北九州市	158	158	100.0%	25	15.7%	8	8	100.0%	8	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	167	167	100.0%	25	15.0%
福岡市	274	274	100.0%	62	22.6%	7	7	100.0%	2	28.6%	1	8	100.0%	0	0.0%	282	281	99.7%	44	15.7%
熊本市	100	88	88.0%	19	17.3%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	117	88	75.2%	19	16.3%
指定都市計	4,367	3,800	86.9%	2,049	46.9%	227	107	79.8%	126	54.4%	4	2	50.0%	0	0.0%	4,600	4,145	90.1%	2,170	47.2%

※ 掲載数については、集計数値によるものも含まれる。

	保育所					児童入居施設					老人介護施設					合計				
	施設数 A	数 B	率 C/A	0-5歳 実数 D	率 E/A	施設数 A	数 B	率 C/A	0-19歳 実数 D	率 E/A	施設数 A	数 B	率 C/A	0-74歳 実数 D	率 E/A	施設数 A	数 B	率 C/A	0-74歳 実数 D	率 E/A
茨城県	54	11	20.0%	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	11	11	100.0%	0	0.0%
栃木県	30	30	100.0%	20	100.0%	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	32	32	100.0%	20	100.0%
群馬県	50	50	100.0%	16	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	50	50	100.0%	16	100.0%
埼玉県	30	30	100.0%	0	0.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	31	31	100.0%	1	100.0%
千葉県	47	3	6.4%	1	2.1%	1	0	0.0%	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0.0%	49	3	6.1%	1	2.0%
東京都	100	90	90.0%	80	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	100	90	90.0%	80	100.0%
神奈川県	40	40	100.0%	40	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	41	41	100.0%	41	100.0%
新潟県	40	40	100.0%	14	35.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	41	41	100.0%	14	35.0%
富山県	30	30	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	30	30	100.0%	0	0.0%
石川県	24	18	75.0%	2	8.3%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	25	19	76.0%	2	8.0%
福井県	30	30	100.0%	30	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	30	30	100.0%	30	100.0%
山梨県	60	55	91.7%	55	91.7%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	61	56	91.8%	56	91.7%
長野県	30	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	30	0	0.0%	0	0.0%
岐阜県	20	20	100.0%	0	0.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	21	21	100.0%	0	0.0%
静岡県	30	30	100.0%	30	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	31	31	100.0%	31	100.0%
愛知県	122	95	77.9%	42	34.4%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	123	96	78.0%	43	35.0%
岐阜県	21	10	47.6%	2	9.5%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	21	10	47.6%	2	9.5%
愛知県	81	81	100.0%	81	100.0%	2	2	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	83	83	100.0%	82	98.8%
岐阜県	60	60	100.0%	22	36.7%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	60	60	100.0%	22	36.7%
大分県	34	14	41.2%	0	0.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	35	15	42.9%	1	2.9%
熊本県	27	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	27	0	0.0%	0	0.0%
鹿児島県	42	42	100.0%	42	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	43	43	100.0%	43	100.0%
宮城県	64	64	100.0%	64	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	64	64	100.0%	64	100.0%
福島県	20	20	100.0%	18	90.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	20	20	100.0%	18	90.0%
東京都	22	22	100.0%	22	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	22	22	100.0%	22	100.0%
東京都	43	43	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	43	43	100.0%	0	0.0%
東京都	30	18	60.0%	18	60.0%	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	32	20	62.5%	18	56.3%
東京都	41	41	100.0%	27	65.9%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	42	42	100.0%	28	66.7%
東京都	53	53	100.0%	18	34.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	54	54	100.0%	19	35.2%
東京都	60	60	100.0%	60	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	61	61	100.0%	61	100.0%
東京都	50	50	100.0%	50	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	50	50	100.0%	50	100.0%
東京都	40	18	45.0%	14	35.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	40	18	45.0%	14	35.0%
東京都	40	40	100.0%	11	27.5%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	40	40	100.0%	11	27.5%
東京都	20	20	100.0%	20	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	20	20	100.0%	20	100.0%
東京都	54	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	54	0	0.0%	0	0.0%
東京都	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
東京都	10	0	0.0%	2	20.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	11	2	18.2%	2	18.2%
東京都	30	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	30	0	0.0%	0	0.0%
東京都	33	17	51.5%	17	51.5%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	34	18	52.9%	18	51.5%
東京都	30	30	100.0%	0	0.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	31	31	100.0%	0	0.0%
東京都	40	38	95.0%	23	57.5%	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	42	40	95.2%	23	54.8%
東京都	30	30	100.0%	30	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	31	31	100.0%	31	100.0%
東京都	20	22	110.0%	2	10.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	21	23	110.0%	2	10.0%
東京都	10	10	100.0%	10	100.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	11	11	100.0%	10	100.0%
東京都	40	40	100.0%	20	50.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	40	40	100.0%	20	50.0%
東京都	60	60	100.0%	60	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	61	61	100.0%	61	100.0%
東京都	60	60	100.0%	60	100.0%	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	62	62	100.0%	62	100.0%
東京都	27	27	100.0%	27	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	29	29	100.0%	29	100.0%
東京都	30	30	100.0%	30	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	30	30	100.0%	30	100.0%
東京都	30	18	60.0%	14	46.7%	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	32	19	59.4%	14	43.8%
東京都	67	67	100.0%	67	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	67	67	100.0%	67	100.0%
東京都	30	30	100.0%	30	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	31	31	100.0%	31	100.0%
東京都	81	87	106.2%	82	101.2%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	82	87	106.1%	82	101.2%
東京都	60	59	98.3%	46	76.7%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	60	59	98.3%	46	76.7%
東京都	42	39	92.9%	39	92.9%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	43	40	93.0%	40	93.0%
東京都	60	60	100.0%	60	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	61	61	100.0%	61	100.0%
東京都	70	70	100.0%	70	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	71	71	100.0%	71	100.0%
東京都	83	80	96.4%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	83	80	96.4%	0	0.0%
東京都	110	110	100.0%	1	0.9%	0	0	0.0%	0	0.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	111	111	100.0%	1	0.9%
東京都	83	80	96.4%	82	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	83	80	96.4%	82	100.0%
東京都	3,000	2,902	96.7%	1,700	56.7%	40	40	100.0%	20	50.0%	4	2	50.0%	0	0.0%	3,004	2,912	96.9%	1,712	56.7%

※ 実数欄については、調査年度によるものと含む。

	保育所					児童入居施設					老人介護施設					合計				
	施設数 A	数 B	率 C/A	0-5歳 実数 D	率 E/A	施設数 A	数 B	率 C/A	0-19歳 実数 D	率 E/A	施設数 A	数 B	率 C/A	0-74歳 実数 D	率 E/A	施設数 A	数 B	率 C/A	0-74歳 実数 D	率 E/A
東京都	100	40	40.0%	40	40.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	40	40	100.0%	40	100.0%
東京都	50	22	44.0%	22	44.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	51	23	45.1%	22	43.1%
東京都	100	30	30.0%	30	30.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	101	31	30.7%	31	30.7%
東京都	300	80	26.7%	80	26.7%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	300	80	26.7%	80	26.7%
東京都	10,000	17,200	172.0%	10,000	100.0%	100	100	100.0%	441	44.1%	0	0	0.0%	1,000	10.0%	10,100	17,300	172.3%	10,441	103.3%

※ 実数欄については、調査年度によるものと含む。

このように、保育所の検査について、全自治体 23,236 施設のうち、9,002 施設、率にすると 38.7%しか実地検査は行われていない。中核市の中では全中核市計 3,036 施設のうち、1,708 施設、率にすると 56.3%の実地検査は行われており、令和 2 年度時点においては中核市平均よりは上回っているものの、本来は 100%実施が求められているものである。

水戸市特有の状況として、平成 30 年 8 月に市内の認可外保育施設において 0 歳 2 か月の

男児が死亡するという大変痛ましい事故が起きている。

その時の提言として、次のように記されている。なお、事故発生当時は水戸市が中核市へ移行する前であり、認可外保育施設に対する指導監督は茨城県の事務であったため、自治体組織名は茨城県庁に関する記載となっている。

第4章 提言

(中略)

3 行政 (自治体)の指導監督の徹底

本事例の施設においては、当該施設が「認可外保育施設設置届」の届出を行った平成24年度の最初の県の立入調査の時点から、毎年度、保育従事者や有資格者の人数などが指導監督基準を満たしていない事項について文書による指摘を受けていたがこれらは改善されなかった。

以上を踏まえれば、自治体は、保育従事者数が基準に満たない、定期的に睡眠中の子どもの状況を確認していないなどの状態が恒常化し、子どもの生命・安全の確保が懸念される施設に対しては、事務的形式的になりかねない指導を繰り返すのではなく、改善状況を確認するための立入調査等を速やかに実施する必要がある。

また、施設における改善が迅速かつ確実に履行されるよう、法に基づく勧告や公表、事業の停止や施設閉鎖の命令などの厳正な行政処分を行い、改善指導の実効性を担保することが重要である。

このため、実施計画を策定した上で年又は隔年に1回程度の頻度で立入調査を実施する保健福祉部福祉指導課福祉監査室は、施設がたび重なる指摘にもかかわらず改善を図っていない場合は、運営等に重大な問題を有する施設等を対象とする特別立入調査を行う保健福祉部子ども政策局子ども未来課へ適時適切に情報提供を行うなど連携を密にし対応する必要がある。

以下、提言として、

○提言

6 自治体は、指導監督基準に適合させるよう指導を徹底し、子どもの福祉に必要と認める事項については、改善状況の確認の徹底勧告や公表などの行政処分を行うなど施設における改善が迅速かつ十分になされるよう指導監督の徹底を図ること。

(出典：認可外保育施設等における重大事故検証報告書(平成30年9月認可外保育施設)茨城県認可外保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会)

さらに市の認可保育所においても不適切な保育が行われていたことが令和5年6月の報道により明らかになった。当該事象は監査対象期間外のため、具体的な検討は行わないが、近年全国的にみられる保育所等における不適切な保育は、児童を預ける親の不安を招き、そ

して保育所等で時間を過ごす子どもの人権を脅かす。就学前の子どもの教育・保育においては公立施設の老朽化や利用者ニーズに合致しない施設の縮小等に伴い、私立の児童福祉施設を利用する児童数が増えている状況であるため、私立の児童福祉施設を指導監督する福祉指導課が果たす役割は今後さらに大きくなっていく。

令和5年度の児童福祉法施行令の改正により、児童福祉施設の実地検査は①天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合や②前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと思われる場合においては、書面による検査が認められることとなったが、原則は1年に1回以上の実地検査である。

そして、実地検査においては形式的に指導監督基準の適合状況を事務的形式的に検査するだけでは施設を利用する子どもや保護者等を含めた利用者の、市への指導監督に期待する役割を果たすことができない。過去の発生した事故・事例の原因の究明を行い、どのような状態であれば、子どもたちや親が安心・安全に利用できる施設となれるのかを念頭に児童福祉施設の検査を実施すべきである。